

令和6年度に向けた廃棄物関係手数料の検証・見直し方向性結果一覧

名称	説明	R4決算額 (千円)	R5手数料			手数料の検証		
			多摩市	近隣市最高額	近隣市最低額	手数料設定の考え方	現在の状況	見直しの方向性
① ごみ処理手数料	直接清掃工場に持ち込まれた廃棄物の処理に係る手数料で、工場窓口で徴収する。	237,293	25円/kg(市民) 35円/kg(事業者)	45円/kg(市民) 43円/kg(事業者)	20円/kg(市民) 30円/kg(事業者)	中間処理・最終処分に係る経費とごみ量を元に試算し、他市の水準、ごみ減量の状況等を勘案する。	経費、他市の水準等に変化はない。	据え置く
② し尿処理手数料	一般家庭の汲み取りトイレのし尿：収集処分に係る手数料で、し尿処理券にて徴収する。 浄化槽の汚泥・仮設トイレ等のし尿：収集・処分に係る手数料で、収集業者を通じて徴収する。	5,569	区分(ア)1,500円/回 区分(イ)39円/ℓ 区分(ウ)27円/ℓ 区分(エ)20円/ℓ ※1	区分(ア)4,070円/回 区分(イ)64円/ℓ 区分(ウ)64円/ℓ 区分(エ)40円/ℓ ※1	区分(ア)500円/回 区分(イ)4円/ℓ 区分(ウ)4円/ℓ 区分(エ)4円/ℓ ※1	一般家庭の汲み取りトイレのし尿及び浄化槽汚泥に係る手数料は、し尿等収集・処分経費のほか、下水道普及状況等の事情を勘案する。 仮設トイレ等のし尿に係る手数料は、収集・処分経費のほか近隣市の手数料水準を勘案する。	し尿及び汚泥の処分先である多摩川衛生組合より令和6年10月から処分単価改定の協議依頼を受けている。	改定する
③ 一般廃棄物処理業許可申請手数料	一般廃棄物処理業の許可を申請(2年毎更新)する際に納める手数料。	0	10,000円	10,000円	10,000円	近隣市との均衡を考慮する。	近隣市との乖離はない。	据え置く
④ 犬猫等死体処理手数料	ペットが死んだとき、飼い主に代わり運搬・火葬・埋葬を行うための手数料。	570	5,000円/頭	5,090円/頭	2,500円/頭	ペットを運搬する費用と火葬埋葬する費用の実費を負担していただくが、近隣市との均衡も考慮する。	実費を下回るが、近隣市と比較すると高水準。	据え置く
⑤ 事業系ごみ処理手数料	小規模事業者が市の収集に廃棄物を排出する場合の手数料。事業系有料指定袋の売払いにより徴収する。	14,507	7円/ℓ	10.5円/ℓ	1.5円/ℓ	実費負担が原則だが、景気の動向、小規模事業者育成も考慮する。	経費その他の状況に変化はない。	据え置く
⑥ 粗大ごみ処理手数料	粗大ごみの戸別収集・処分に係る手数料。粗大ごみ処理券の売払いにより徴収する。	32,553	品目別	各市品目または重さ別	各市品目または重さ別	実費負担が原則だが、景気の動向等も考慮する。	経費その他の状況に変化はない。	据え置く
⑦ 浄化槽清掃業許可申請手数料	一般廃棄物処理業の許可を申請(2年毎更新)する際に納める手数料。	0	10,000円	10,000円	10,000円	近隣市との均衡を考慮する。	近隣市との乖離はない。	据え置く
⑧ 家庭系ごみ処理手数料	家庭系廃棄物の戸別収集に係る手数料。家庭系有料指定袋の売払いにより徴収する。	278,015	1.5円/ℓ(可燃・不燃) 0.5円/ℓ(プラスチック)	2.0円/ℓ(可燃・不燃) 2.0円/ℓ(プラスチック)	1.5円/ℓ(可燃・不燃) 無料(プラスチック)	ごみ処理経費の20%を基準とし、近隣市との均衡も考慮する。	経費その他の状況に変化はない。	据え置く
合計		568,507						

凡例 ※1 (ア)：下水道の供用開始後3年以上経過区域内の一般家庭,(イ)：同区域内の事業所,(ウ)：仮設トイレ,(エ)：浄化槽汚泥